

令和元年 第4回定例会
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和元年第4回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和元年12月9日

招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	中村 美穂	副委員長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永 政則	委員	堤 理志
委員	吉岡 清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局理事 富永 正彦

説明のため出席した者

住民福祉部長	中嶋 敏純	住民福祉部理事	栗山 浩二
(福祉課)			

課 長	細田 愛二	課長補佐	山口 聡一朗
係 長	江口 美和子		
(住民環境課)			

課長補佐	長谷 裕志	係 長	池田 麻夢
------	-------	-----	-------

健康保険部長 辻田 正行
(介護保険課)

課 長	堀池 英二	参 事	中村 幸子
係 長	西村 淳	係 長	浦川 真

水道局長 濱 伸二
(水道課)

課 長	渡部 守史	課長補佐	小林 純子
課長補佐	高橋 庸輔	主 任	辻 博人

本日の委員会に付した案件

- 議案第85号 長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第86号 長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例
- 議案第88号 令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第89号 長与町印鑑条例の一部を改正する条例

開 会 9時30分

閉 会 11時21分

○委員長（中村美穂委員）

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。令和元年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第85号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

皆さん、おはようございます。それでは議案第85号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律並びに同法施行令等の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。改正内容としましては、法の改正によりまして、償還金の支払い猶予または免除の判断をする際に、報告等を求めることができるように条文が追加をされたことから、条例第15条第3項中におきまして報告等を追記するとともに、条ずれによる条文の整備をするものでございます。なお附則につきましては、本条例の施行日を公布の日からとしております。以上が今回の改正内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ということは、今、改正点の主なものとして報告等を求めるものとするというのが出たわけです。今まではじゃあ、こういうものに代わる何かがあって、これがこういうふうに変ったとか、何かその変化のところがちょっとあったらお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今回の報告等というものが、いろいろ執行猶予とか免除をする際に、貸し付けをされてる方、または保証人の方に対して、いろんな収入の状況であったり、そういったものの報告を求めることができるというのが新たに追加されたこととなります。これまではそれがはっきりと明記をされてなかったものですから、任意的にはなるかと思うんですけど、そういうのがしているところではございます。それと、官公署等につきまして、いろんな調査ができるというのが、この報告等ということで追加をされております。これは今まではそういった権限がなかったもので、新たに追加されたということとなります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同僚委員の質疑とも関連するんですが、これは条例の趣旨というか、元々の法の趣旨と関連するかと思うんですが、そもそも、もう少しかみ砕いて、どういったケースで不都合が生じたというようなことがあったから、改正に至ったと思うんです。その辺りをもう少し分かりやすく御説明いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今回の法改正の趣旨になるんですが、まずは平成7年に発生をしました阪神淡路大震災がございましてけれども、そのときの被災者に対する金銭的な支援が、この災害弔慰金の貸付制度しかなかったということで、今は被災者生活再建支援法、これはいわゆる給付の支援があるんですが、これが阪神淡路大震災の当時が無かったということで、この貸付制度を利用するしかなかったと。被災者が再建をしていくに関して。それによりまして非常に貸し付け件数と額が莫大な数になってると。その後の債権の回収について自治体でのコストが増加。それとどうしても滞納として残ってってしまうというようなことがありまして、それに伴いまして、今回いろんな調査をした上で、免除とか猶予がきれいにその理由づけができますよと。簡単に言うと、そういったことになります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第85号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。続きまして、議案第89号長与町印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

おはようございます。それでは、議案第89号長与町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴って、印鑑登録証明事務処理要領の一部の改正に基づいて、長与町の印鑑条例の一番基本となります登録の資格の事項等について改正を行うものでございます。2条において、登録資格というのがございます。(1)が、15歳未満の方は登録ができませんよというものでございます。(2)の「成年被後見人」これを「意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)」に改めるものでございます。併せもって、9月議会で、4条、6条の一部の規定について、国の方から整備をするように指示があり改正をいたしました。ちょっと不具合、表現的におかしいというところもあり、改めてまた4条と6条の備考欄の記載内容について改正を行うものでございます。以上でございます。

○委員長(中村美穂委員)

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。
吉岡委員。

○委員(吉岡清彦委員)

まず、今もらった分を見ながらちょっと聞きますけれども、それこそ第2条の(2)現行では成年被後見人ですか、限定されてたわけですね。で、今度が意思能力を有しない者ということで、現行の後見人とその意思能力有しない者、何かまた違う何かが出てくるのか。どうなんですかね。ただ後見人をこの言葉へ変えるだけなのか、それに違うような人も出てくるのか、そこのところの、これを変えた理由をお願いします。まずは。

○委員長(中村美穂委員)

池田係長。

○係長(池田麻夢君)

今回の改正については、意思能力を有しない者と改正されてますが、法改正の趣旨は、成年被後見人のうち意思能力を有さない者に限るという判断になります。

○委員長(中村美穂委員)

吉岡委員。

○委員(吉岡清彦委員)

ということは、成年被後見人でもこれに該当しない人も出てくるということになるわけですね、今のからすると。「のうち」ということになったから。ちょっとそこの再度、こういうとこで別ですよってなってくるわけですね、そこのところをお願いします。

○委員長(中村美穂委員)

池田係長。

○係長(池田麻夢君)

お答えします。今回の改正では、意思能力を有しない者が全てという意味ではありませんので、成年被後見人のうち、意思能力を有する、意思表示ができる者については、

印鑑登録ができるという形になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今のところと関連なんですけども、この意思能力を有しない者という、その定義というのは、それではどう定義されているんですかね。定義を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

意思能力を有しない者という形になりますので、どういった判断をするかっていうのが非常に難しいところでありまして、どういった判断を基に意思能力を有すると判断するかというところは、今、県の方に確認をされていて、県から国の方に確認をされていますので、それをもって判断基準にする形となります。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今の答弁では、定義的にはまだ分からないということのようなんです。それで条例を改正して、それでいいのかなということに今度は繋がっていくような感じしますけどね。定義すら分からないのに、条例は改正はされないんじゃないですか。

○委員長（中村美穂委員）

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

今回の条例改正というのが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律というのがございまして、成年被後見人及び被保佐人、成年被後見人等の人権が尊重されるというようなことで改正が、大まかに言いますとなってるわけですが、そこに個別のそれにふさわしいかどうか、判断ができるかということの個別の審査をするというようなところで、そこに幅を持たせるといいですか、全てが排除されたものを、そこでワンクッション置いて適正な運用に備えて資格を有するかどうかとか、それにふさわしい能力を備えているかどうか、そういうところを判断するというようなところの事項が追加されたというようなところで、まだはっきりとした個々のところが、今、担当が申しましたように細かいところは出ていないわけですが、全てが一度に排除されるというところで、ちょっと猶予ができたというようなところで、判断をいただきたいというふうに思っています。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程、私の質問の趣旨はよく分かっておられたように思うんですよね。分からないのに、条例を制定をしたらいかがなものかという事なんで、県とか国に判断を求めているということでもありますので、それが近々、解釈が出てくるんじゃないとか、いついつぐらいまではこうなんですよとか、そういうことを明確に答弁しなければ、先に行かないような感じしますけどね。どうぞ。

○委員長（中村美穂委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

成年被後見人であっても、これも国の方からQ&A形式で来てるんですけども、法定代理人が同行をして、それから法定代理人の判断によって、本人の申請によるものというふうな取り扱いで差し支えないということなので、そういう対象の方においては、法定代理人、保護者の方とか、そういった方の判断によって、有する者というふうな判断で取り扱いをするのが基本であるというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

県とか国の判断は大体いつぐらいまでに出るんでしょうかということをお願いしておりますかということなんです。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

県の方からの最初の基準として、詳細に決まってないということだったんですけども、成年被後見人からの印鑑登録の申請を受けた場合は、法定代理人が同行をしていて、かつ当該成年被後見人の本人による申請があるときは、当該成年被後見人の意思能力を有する者として登録を受け付けて差し支えないっていうところになるんですけども、先程言われた有する者という判断が非常に厳しいということなので、今、お尋ねをしているところなんですけど、いつぐらいに回答をとということなんですけど、まだ県の方からは、早急にとしかちょっと回答を得られておりませんで、逐次、私たちの方からも回答をすぐすぐくださいということ、要請をしていこうと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今度は2ページ、比較表の中の11条の(3)を100%削るってなってますけども、今までのこういう文章から削るっていう至った経緯、もうこれは要らないですよって

う、ちょっとそここのところの説明を、100%削る理由を分かっておればお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

お答えします。今までは印鑑登録ができない方で成年被後見人という形で掲げられていたんですけども、成年被後見人の後見登記を受けたら、登記局より後見開始の審判の通知書が本籍地に必ず来ます。後見開始の審判の通知が出るということは、成年被後見人になったということになりますので、今まではこれをもって印鑑の抹消事由になっていたんですけども、今回の改正で、成年被後見人が意思能力を有しない者というふうに改正をされましたので、後見開始の審判の宣告の通知を受けたイコール印鑑抹消の事由に当たるとなりませんので、今回、削除をさせていただいた形となります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

もう1回確認をしますけども、先程の課長の答弁で、法定代理人が同行して、本人と一緒にですね、法定代理人の判断によってできるということを言われましたけれども、法定代理人が同行して本人も一緒に同行して、そして判断は法定代理人がしますので、事務手続上は問題がなく登録ができますよということで解釈をしますと、この改正はそれでいいんじゃないかという判断になるわけで、そういうふうに判断していいんですね。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

岩永委員がおっしゃられるとおり、法定代理人が同行して、かつ当該成年被後見人の本人の申請があるときは当然ながらその法定代理人の意思と言いますか、を含めた中で当該成年被後見人の意思が有する者ということで、印鑑登録の申請を受けて登録をすることができるというふうに、基本的に考えていいと考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ちょっとあまり詳しくないので、お聞きしたいんですけども、成年被後見人が、意思

を有する方が印鑑証明書を取ったとして、何ができるようになるのかっていうところを
教えていただきたいのと、その判断を誤ったとき、どういう問題が起きるのかという
のをお答えください。

○委員長（中村美穂委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

印鑑証明は基本、一般的には契約等に使う形になりますので、そういったものになる
かとは思いますが、何が問題が起きるかというところ、成年被後見人が契約をするとなると、
恐らく後見人の追認とかも要ったと思いますので、定かじゃないんですけど、何が問題
が起こるかというところがちょっと、お答えできなくてすいません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程の説明で15歳以下というふうな形で言われたんですけども、これは15歳は入
るわけで、よその所では15歳未満となっているんですが、その辺り15歳未満だっ
たら入らないわけですね、15歳以下だったら15歳入るわけです。その辺りちょっと明
確にしていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

長与町の印鑑登録条例においても15歳未満でございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第89号長与町印鑑条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。議案第86号長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

おはようございます。それでは議案第86号長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。お手元に新旧対照表をお配りしておりますけれども、それを使って説明をする前に、まず大枠について御説明をいたします。本議案は、簡易水道事業を長与町上水道事業に統合するため所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、第1条で長与町水道事業の設置等に関する条例について、第2条で長与町水道給水条例について、それぞれ簡易水道事業に関する規定を削り、併せて条文の整理を行うものでございます。附則につきましては、条例の施行日を令和2年4月1日と定めるものでございます。簡易水道は、水道法の目的でございます公衆衛生の向上と生活環境の改善達成のため、水道普及率の向上が特に重要であった時期に、小規模の集落ごとに水道事業を設置できる手段として非常に有効でございました。しかしながら、長与町におきましては、十分に水道の普及が完了したことで、その役目を終えるに至ったため、所要の改正を行いたいと考えております。

それでは、お手元でございます新旧対照表を使いまして御説明をいたします。それぞれの条例を見てまいりますと、まず、長与町水道事業の設置等に関する条例では、第1条におきまして簡易水道に関する規定を削ることにより、長与町上水道事業と長与町下水道事業に関する規定だけが残るといった形になります。第2条におきましては、簡易水道に関する規定を削ることにより、元々地方公営企業法の適用が義務づけられています上水道事業、これを除いた下水道事業に関する条文だけが残った形になります。第3条におきましては簡易水道に関する規定を削り、給水区域等の条文が整理されています。この際、簡易水道の給水区域は、上水道事業の給水区域に吸収されたというふうに御理解いただければと思います。次に、長与町水道給水条例では、第1条におきまして、簡易水道に関する規定を削りまして、条文を整理いたしました。

以上が本議案の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

改めて第3条のところの本川内郷の一部とか、平木場郷の一部、三根郷の一部とか、ずっと一部があって、そして、まなび野1丁目、2丁目、3丁目、北陽台1丁目、2丁

目、ここははっきりと決まってるわけですね。ほかは9地区というか、そういうのを含めて一部となってるわけですが、この一部という捉え方、もし本川内であれば、町の水道が行っている区域と行ってない区域がひょっとしたらあるんじゃないかと思えます。平木場にしてもどこも。だから、そういう点の場所っていうか所帯、やっぱそういうのが出てくるわけですかね。分かるわけですかね。ちょっとそういうところの、本川内郷の一部は、こういう所は町の上水道事業に入らないというのがはっきりと説明ができるわけですか。ちょっとそのところ、それが分かればお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

まず一部という表現、例えば本川内郷の一部、平木場郷の一部、三根郷の一部という表現にしておりますが、これは郷の中に住宅地域と山林とかいった地区がございますので、その住宅地域の所だけをピックアップするという意味で一部という表現を使わせていただいております。まなび野地区、あるいは北陽台地区につきましては、その地区自体が全て住宅地となっております。一部という表現を使う必要がないという形になっております。あと2つ目におっしゃいました給水区域外の地域については、一部まだ自主水源といえますか、本川内については確かにそういった地域がございます。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

改めて、本川内郷から岡郷までの一部ってというのが、本川内郷で何所帯、町の水道関係に入らないのが何世帯ずつと、そういうのがもし分かれば、改めてこの席で教えてもらえばと思いますけど、分かりますか。住宅があっても町の水道関係に入らないというのが、所帯が分かれば教えてもらいたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

申し訳ございません。その数につきましては、今資料を持ち合わせておりませんので、後程準備をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

提案理由の説明であらかた理解したつもりですが、ちょっと確認でお伺いしたいのが、今回のこの条例改正がなされたとしたのちに、住民の利用であるとか、料金であるとか、手続きであるとか、そういった住民の利用の中で、何らかのこれまでとの変

更が出てくるのかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

住民の方からすれば全く何の変更もございません。もう1つ付け加えますと、変わったことすら分らないと思います。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

第3条（3）の道ノ尾温泉団地簡易水道、高田郷の一部、これが町の方に吸収されたということですが、この地域もじゃあストレートに、先程の話では全然関係ないような言い方だったんですけれども、町の水道が入ることになったのか、ちょっとそこの中身、言葉上はなったけど実際はあまり変わってないような言い方だったんですけれども、その差というか、しかしやっぱり水の供給は自分でやってるんですよとなるような気もするし、ちょっとそここのところ、よろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

今までは、長与町上水道、それと道の尾団地に道の尾簡易水道、自由ヶ丘団地に自由ヶ丘簡易水道というのがございまして、上水道からは独立をしていたわけでございます。しかしながら、長与町におきましては高田南の区画整理が進むにつれて、今、上水道とまだ臨時管ではございますが接続されるような形になりました。もう1つ、あとウェブ上で遠隔監視ということもできまして、一体的に管理をすることができるようになりました。そういった意味で、もう上水道と一体化することができたといった意味で、このタイミングでの簡易水道の廃止に至ったわけでございます。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

もう1つ、高田、今ちょうど区画整理をやってる水源地から高田中近くに上る道路がありますね。水源地から上って行って右側の方にちょっと団地が何件かありますね、あれはどういう区域になっていくんですか。浦上水源地から上って行って高田中に行く三千隠線と言うのかな、あの右側に、あれはどういう具合になるのか、再度お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

三千隠線上にあります集落に関しては、現在、長与町の水道で送っております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

簡易水道ということで、多分、自由ヶ丘と道の尾団地とそれぞれ水道の設備があったと思うんですね。それを買い取ったという形になるんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

自由ヶ丘簡易水道、道の尾簡易水道も施設の管理自体は長与町が行っておりまして、買い取るというわけではなく、もう既に長与町の資産といった形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

もう1点、今まで簡易水道の設備の水を飲んでた人が、長与町の水に変わるということで、水質自体に変化は感じれるものなのかどうか、お教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

自由ヶ丘簡易水道、道の尾簡易水道、地下水源で今賄っております。先程、臨時ながらも上水道と繋がったという話をさせていただきましたけれども、すぐに今この付近と同じ水が行くということではございません。しばらくはまだボーリング水を活用していきたいと思っております。で、水質的に申し上げますと、一般論といたしまして、川の水を飲むよりも、汚れ具合はやっぱり地下水は非常に少ないです。もし利き水ということをしたならば、ひょっとしたら敏感な方、ただ、いろんな成分がありますので、例えば、マグネシウムが多かったらちょっと苦みを感じるとか、そういった成分によっても味の感じ方は異なってまいりますので、一概においしくなるとか、味が落ちるとかというのは、なかなか言い難いところもあるかと思えます。ただ成分的に、例えば、やっぱり今の自由ヶ丘と道の尾のボーリングの水の特徴というのがございますので、そういった意味では変わるってことは感じ得るかもしれませんが、恐らく感じる方は少ないのではないかなというふうに認識をしております。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

じゃあ、変わるということで、その簡易水道の2か所、何か住民の方々にこういうシ

システムに変わりますよという何か説明もやっぱりやるわけですか。それはやっぱりやらないと、どちらなんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

将来的には、水源が変わることにはなるかと思うんですけども、先程申し上げましたように、住民の方は簡易水道から上水道になったということも気付かない、水は今までどおり供給をされますので、水源がすぐには変わらないですが、変わった時点でもその周知はする予定は考えておりません。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

市水を使って、長与の水道として使っている所が以前ありましたですね。今かなり整理がされたのかなというふうに思うんですけども、どのような状況になってますかね。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

長崎市水道の区域についてはまだ整理というか、長与町に取り込むということについてはまだ進んではおりません。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そしたら具体的に、例えば百合野とか以前ありましたですね。具体的には、市水を利用してる所の区域は、どこら辺に今はあるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

区域としましては、百合野団地の一部。もう1つ、道の尾温泉付近の地域になります。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

従来から住民の声も、できれば例えば百合野団地の中ですので、隣は長与であり自分たちは長崎市と、何とか長与の水を、長与の水はきれいということから長与の水を飲みたいというそういう課題がありましたよね。なかなか解決がされずにおったというふうに記憶をしておるんですけどもね。未だに引き取るという、そういう協議がなされてな

いんでしょうか。あるいは双方とも黙ってそのまましておけばいいんじゃないという感じなのか、前に向かって、それぞれやっぱり行政区域が違うんだから、今言われた百合野地区民としては長与の水飲みたいという、そういう希望もあるというふうに思うんですね。前からの課題であったように思うんですけども、課題解決のために何か前向きに検討はしていないんでしょうか。また、する見込みはないんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

長崎市水道の給水区域につきまして、長与町の上水道に取り込むという具体的な話は今もあっておりません。しかしながら、私どもも当然その地域の方に、不便ということはないんですけども、できるだけ長与町の方であるならば、長与町の上水道で供給したいという気持ちはございます。今後、何かのそういった議論をするきっかけが出てくれば、そのような話を当然長崎市側と協議をしていく形になるかと考えております。ただ、そういった協議は、今の時点ではないということで御理解いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の計画ですと、高田南の方から配水管といいますか、そっちの方を通していくということでもありますけれども、自由ヶ丘団地の上部の方にある設備、これは今後もう閉鎖というか、廃止する方向になっていくのか、この辺りはどうなるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

今、委員おっしゃられたのは新しく造られた自由ヶ丘のステンレス製の配水池のことになりますかね。恐らく自由ヶ丘団地に併設をされている、ある程度の敷地を持った浄水場になりますが、あそこは長崎市の道の尾浄水場という施設でございます。その浄水場は滑石の方に給水をしていると。場所的に正しいかどうか、今、委員がおっしゃったのと私の認識の場所が合致してるかどうか、ちょっと分からないんですけども。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

高田の方の区域のことをよく知らないんですけども、以前、自由ヶ丘団地を上りつめた所に浄水設備みたいなものがあって、私の認識では恐らくその水が高田地域にも配水されてるのかなと思ったんですが、そうじゃなくて、あれは長与町では使われてなくて、長崎市内の方の水道として利用されていると、そういうことなんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

渡部課長。

○水道課長（渡部守史君）

自由ヶ丘団地を上って、一番上の所まで行きますと、ちょうど上り切った所に、今、上り切ってそのまま左を見たら、大きい広い敷地の浄水場がございます。それが長崎市の道の尾浄水場。で、上り切って、ちょっと右斜めをふっと見たら、今、長与町の新しく出来たステンレス製の配水池がございます。これは長与町の配水池と。そこから、今、自由ヶ丘団地の方に給水をしている配水池となります。道の尾浄水場というのは長崎市の道の尾浄水場でございます、これは長崎市及び長崎市給水区域、長与町の一部にもその水が行ってるといった形になっております。以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第86号長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。議案第88号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

おはようございます。それでは、議案第88号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、歳入歳出予算事項別明細書により御説明いたします。長与町介護保険特別会計予算（第2号）に関する説明書の6、7ページをお開きください。はじめに保険事業勘定の歳入になります。8款1項1目繰越金500万2,000円につきましては、今回の補正予算の財源調整として計上いたしております。次に歳出でございます。10、11ページをお開きください。3款地域支援事業費3項包括的支

援事業、任意事業費 1 目地域包括支援センター運営費 2 5 1 万 2 , 0 0 0 円につきましては、職員の配置転換及び人事院勧告による給与措置などの補正分を計上いたしております。7 款 1 項予備費では、歳入の補正額から 3 款の歳出の補正額を差し引きました金額を予備費に追加するものでございます。1 2 ページ以降につきましては、補正予算給与費明細書を掲載しております。以上が、補正予算（第 2 号）の主な内容になります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。それではまず 6 ページ、7 ページの歳入について質疑がある方、質疑をお願いいたします。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

5 0 0 万という補正の繰越金は、前期の分の繰越金があったということで計上しただけですか。ちょっとそここのところ確認したいので、よろしくをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

計上している繰越金につきましては、前年度からの繰越金になっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。歳入についてはないですか。

続いて、歳出の 1 0 ページ、1 1 ページについて質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この人件費の部分が、配置転換と人勸の部分を補正したということですが、ちなみに年度途中の配置、人事異動があった理由というか、何名なのかと理由、書いてありますか、ちょっとそここのところをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

今回の人事異動ですけれども、専門職の係内異動になります。4 人専門職がいるんですけれども、1 名が保険者の保健師になっており、その 1 名の内部異動を行いました。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。歳入歳出全体を通して質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

あまり詳しくなくて申し訳ないんですけども、地域包括支援センターというのが、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師、3 人 1 組みたいなイメージでいるんですけ

ど、その中で配置転換することで、給与が、費用がより掛かるようになるというのは、やっぱりそれぞれの役職で給料が違うから、そんなことになるのか、それとも1人追加で足したから増額になったのかというのがよく分からないので教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

専門職4人いるんですけども、その中の3人が特別会計からの包括支援センターですね。1名が保険者の一般会計からの保健師になります。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

4名、包括支援係に所属しているんですが、その4名の職種的には社会福祉士2名と保健師2名が在籍しております。そのうち、保健師1名と社会福祉士2名が地域包括支援センターの所属になっておりまして、ですから保健師2名いるんですが、包括支援センターと保険者としての長与町職ということで、2人の交代があつてはいるんですが、経験年数がちょっと違ひまして、年齢的には40くらいの保健師と30くらいの保健師が交代したことによる給与の差が出ております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第88号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。先程、議案第80号の第5条のところ、産業厚生委員会の所管であります水道事業企業会計の一部改正が含まれているということで、総務委員長の方から、よその自治体の事例等も含めまして、今回こういう形での上程は初めて、新しく会計年度任用職員の条例ということでございますので、新しい条例

ということであるんですけれども、総務といたしましては、産業厚生委員会の委員長の同意を得て、そのまま総務の方で付託されたとおりに審議をしたいという旨の申し出がございました。私どもも総務委員会で審議をお願いいたしまして、今回についてはその内容について報告をいただくという形に、先程総務の正副委員長、それから議運の正副委員長、私どもの正副委員長と議長副議長が審議をいたしまして、そのように決まりましたので、皆様に御報告いたします。

本日、産業厚生委員会に付託されている議案の審議は全て終わりましたけれども、皆様の方から何かございませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、説明を受けました。ということで、これからもやっぱり大体こういう部分については、今後そういう形でやっていくということで、方向性は決まったということでいいんでしょうか。ちょっとそここのところの見解をよろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

今後については、議運の委員長からもお話がありましたけれども、議運で上程される議案の内容について、もうちょっと詳しく、議案書がないわけですから、そういったところで私どももこれは言い訳になるか分かりませんが、内容を精査することができないという状況でございますので、今後についてはそういったことがないように、改善を求めていくというようなことになっております。

ほかにごございませんか。それでは、審議が以上で終わりましたので、本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 11時21分）